

<p>1 開会 中島補佐</p>	<p>定刻になりましたので、ただ今より、「令和2年度第3回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>まず、本審議会の委員の出席状況について、御報告いたします。</p> <p>本日の委員の出席は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名で、委員総数15名中14名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、松本会長、議事の進行をお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 松本会長</p>	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠に有難うございます。</p> <p>また、専門部会委員の皆様には、長時間の御審議をいただき、ありがとうございました。</p> <p>さて、本日は、専門部会報告を受けた後、長崎県最低賃金の採決を行うこととなりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>なお、この会議の議事録の署名につきましては、公益は「私」、労働者側委員は「古川委員」を、使用者側委員は「岩根委員」を、それぞれ御指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>3 議題 (1) 専門部 会長報告 松本会長</p> <p>林部会長</p>	<p>それでは、早速、議題に入ります。</p> <p>最初の議題は、専門部会報告でございます。</p> <p>専門部会の林部会長から、御報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、私から専門部会の審議の経過と結果について、簡単に御説明いたします。</p> <p>本年度は、7月3日に長崎地方最低賃金審議会において付託されました、長崎県最低賃金の改正決定につきまして、8月3日の第1回から本日まで、3回にわたり専門部会を開催し、結審に至りました。</p> <p>最初に、労側、使側からそれぞれ基本的な考え方の説明をいただき、そ</p>

	<p>の後、コロナウイルス感染症拡大による現下の経済情勢や雇用情勢等への影響を踏まえて、委員の皆様方による真摯な御議論を重ねて参りました。</p> <p>その結果、専門部会におきまして、公益見解を御提示申し上げ、採決いただきまして、本年度の長崎県最低賃金を「3円引上げて、1時間793円とする。」との結論に達しました。</p> <p>なお、報告書の内容につきましては、事務局から報告をお願いします。</p>
松本会長	<p>それでは、事務局から報告書の内容についての説明をお願いします。</p>
上戸室長	<p>ただ今から、専門部会の「報告書」の写しを御配りしますので、御覧いただきたいと思います。</p> <p>&lt;事務局から各委員へ「長崎県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)」を配布&gt;</p>
上戸室長	<p>それでは、報告書の内容につきまして、御説明いたします。</p> <p>本年度は、7月22日の中央最低賃金審議会におきまして、地域別最低賃金の目安答申がなされた後、専門部会におきまして、労働者側委員及び使用者側委員の皆様方、それぞれのお立場から、重ねての御議論を交わしていただきました。</p> <p>その上で、意見の一致には至りませんでしたので、採決の結果、御手元に御配りしております報告書の2枚目、別紙1に記載されておりますように、現行の最低賃金を「3円引上げて、1時間793円とする。」という結論に至ったところでございます。</p> <p>なお、報告書1枚目、本文の中ほどに申し添えられておりますが、平成20年8月6日付けの中賃の目安答申の考え方に基きまして、生活保護費の最新データであります、平成30年度の数值によりまして、平成30年発効の長崎県最低賃金と比較した結果、最低賃金が上回っている旨が記載されておまして、報告書の3枚目、別紙2には、その考え方が、簡略に記載されております。</p> <p>以上が、専門部会報告書の内容となっておりますので、御確認いただければと思います。</p>
(2) 長崎県最低賃金の改正について	

松本会長	ただ今の専門部会報告におきまして、長崎県最低賃金は「3円引上げて、1時間793円とする。」ことが報告されました。 これに対し、何か御意見はございませんでしょうか。
各委員	<意見なし>
松本会長	それでは、ここで採決によって結審したいと存じますけれども、よろしいでしょうか。
各委員	はい。
松本会長	それでは、皆様にお諮りいたします。 専門部会での結論、長崎県最低賃金は「3円引上げて、1時間793円とする。」ことについて、賛成、反対の順で挙手をお願いいたします。 それでは、まず、賛成の方、挙手をお願いいたします。
各委員	<挙手：公益委員4名、労働者側委員5名、使用者側委員0名>
松本会長	はい、ありがとうございます。 それでは、専門部会の結論、長崎県最低賃金は「3円引上げて、1時間793円とする。」ことについて、反対の方、挙手をお願いいたします。
各委員	<挙手：公益委員0名、労働者側委員0名、使用者側委員4名>
松本会長	はい、ありがとうございます。 採決の結果、賛成9名、反対4名との結果になり、賛成多数により、長崎県最低賃金は「3円引上げて、1時間793円とする。」ことを決定いたします。 それでは、効力発生日について、事務局から説明をお願いします。
上戸室長	効力発生日につきましては、10月3日が最短の法定効力発生予定日でございます。
松本会長	10月3日が、最短の効力発生日であることが説明されましたが、法定発効日によろしいでしょうか。
各委員	異議なし。

松本会長	<p>それでは、本審議会から長崎労働局長に対し答申いたしますが、答申案を事務局より委員の皆様方に御配り下さい。</p> <p>&lt;事務局から各委員へ「長崎県最低賃金の改正決定について（答申）（案）（写）」を配布&gt;</p>
松本会長	<p>ただ今、御配りしました答申案につきましては、専門部会報告と同様の内容となっております。</p> <p>御了承いただければ、この内容で本審議会より、長崎労働局長に対し答申したいと存じますが、如何でしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
松本会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、この内容で本審議会より、長崎労働局長に対し答申することといたします。</p>
上戸室長	<p>それでは、答申を行いますので、会長及び局長は中央にお願いいたします。</p> <p>&lt;松本会長と瀧ヶ平局長が中央に移動&gt;</p> <p>&lt;松本会長が答申文を読み上げ&gt;</p>
松本会長	<p>長崎地方最低賃金審議会は、本年7月3日、長崎労働局長から、「長崎県最低賃金の改正決定について」の諮問を受けまして、調査審議を重ねた結果、「長崎県最低賃金を3円引上げて、1時間793円」とするよう答申いたします。</p> <p>なお、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について」の考え方に基きまして、最新のデータにより比較したところ、平成30年10月6日発効の長崎県最低賃金（762円）は、平成30年度の長崎県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添えます。</p> <p>令和2年8月7日 長崎労働局長殿 長崎地方最低賃金審議会会長 松本 睦樹</p> <p>&lt;松本会長から瀧ヶ平局長へ答申文を手交&gt;</p>

上戸室長	<p>ただ今、御答申をいただきましたので、労働局長より挨拶を申し上げます。</p>
瀧ヶ平局長	<p>ただ今、松本会長から令和2年度の長崎県最低賃金の改正決定につきまして答申をいただきました。</p> <p>本年は7月3日に諮問をさせていただいてから、8月3日に中央最低賃金審議会の目安答申を伝達させていただき、その後、専門部会の委員の皆様を中心に、慎重かつ丁寧な御審議を重ねていただきました。誠にありがとうございます。</p> <p>今後、労働局といたしましては、本日いただいた答申を踏まえ、最低賃金の改正に係る所要の手続きを進めるとともに、最低賃金の周知徹底また、中小企業の支援の対応、各種助成金の周知等につきましても、全力を尽くしていくこととしております。</p> <p>委員の皆様方には引き続き審議会の運営につきまして、御協力を賜りますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。</p>
(3) その他 松本会長	<p>それでは、今後の事務手続き等につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
上戸室長	<p>ただ今、御答申をいただきましたので、最低賃金法第11条第1項に基づきまして、本日付けで答申内容の公示をさせていただきまして、8月24日（月）が異議申出の締切日となります。</p> <p>異議申出があった場合には、8月25日（火）に異議審を、午前10時から、この会議室におきまして開催したいと思っております。</p> <p>また、異議申出がなかった場合には、異議審を開催する必要がありませんので、その時には、委員の方には御連絡をいたします。</p> <p>その後、官報公示等の事務処理を最短で行った場合、10月3日が法定発効予定日となります。</p> <p>今後、このような流れで、手続き等を進めていきたいと思っております。</p> <p>また、7月3日の第1回本審の際に御説明しておりました、特定最低賃金の改正決定にかかる審議会の日程等についてですけれども、予定どおり、9月3日（木）午前10時から、本審を開催しまして、参考人意見聴取、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての答申等を、御審議いただく予定としておりますので、参考人の選出等の御準備等、よろしくようお願いいたします。以上です。</p>

松本会長	ただ今、事務局から長崎県最低賃金の改正に係る当審議会の意見に対する異議の申出がなされた場合、異議に関する審議を8月25日（火）午前10時から予定しているとの説明がありましたが、これについて、何か御質問等はありませんでしょうか。
各委員	<質問なし>
松本会長	それでは、異議審に関しましては、開催の場合には、8月25日（火）午前10時から、この会議室におきまして、予定させていただきます。 その他、最後になりますけれども、御意見はございますでしょうか。
古川委員	結審に当たりまして、労側から一言申し上げさせていただきたいと思 います。 私ども労側は、県下の労働者の代表として、審議を重ねてきたところ でございます。 今回、労側としましては、コロナ禍の中で、中賃では金額としての目安 が示されない中、審議会、専門部会に臨んできたわけではありますが、今回 のコロナ禍の中の経済状況、様々な観点を含めて、実態への影響も考慮 しながら審議をしてまいったつもりでございます。 最終的には格差改善の観点から、他県との賃金格差を広げることは、 労側としては許されないと認識し、最終的な労側の金額提示をさせてい ただいたわけであります。 結果として、公益見解、引上げ額3円という金額が出されたことにつ いては、労側の思いを一部反映していただいたということで、地域間の 格差圧縮の動きになったと理解し、感謝をしているところでございます。 また、審議の間、使用者側の皆様方からの様々な課題・宿題をいただ いたわけでございますので、来年の審議に向けて、そこはしっかりと説明 が出来るよう努力をしてまいりたいと思っております。 最後になりますけれども、最賃近傍で働く労働者にとっては、やはりこ の改定後の793円であっても、未だ到底生活できるような水準ではな いと、労側としては認識をしております。 この最低賃金はセーフティネットの役割を担うものであると考えてお りますけれども、労側としましては、引き続き、早急な最低賃金800円 台、また、連合リビングウェイ基準への到達を主張しながら、最低賃金 近傍で働く労働者の底上げを図ることを目的とした運動を展開してまい りたいと思っておりますので、結審に当たっての御挨拶に代えさせていただ きたいと思っております。以上です。

松本会長	その他の委員の方、何かございませんでしょうか。
各委員	<なし>
松本会長	<p>他に御意見がないようですので、事務局説明の日程で、本年度の長崎県最低賃金の改正が進められることとなります。</p> <p>委員の皆様方には、長期間にわたり、円滑な御審議に御協力を賜り、心より感謝申し上げます。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議会は閉会といたします。</p> <p>どうも、ありがとうございました。</p> <p>以上のとおり相違ないことを確認し、署名する。</p> <p>公益代表委員</p> <p>労働者代表委員</p> <p>使用者代表委員</p>